

喜多方市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 3月19日策定

令和 3年 6月21日改定

令和 5年 4月20日改定

喜多方市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市は、福島県会津地方の北部に位置し、平地と中山間が混在しており、盆地特有の寒暖差や中山間地域の特性を活かした農産物が生産されている。

しかしながら、農家人口の減少と農業従事者の高齢化により農業の担い手の確保が喫緊の課題となっており、新たな遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止と解消に努めていく一方、平坦地域では土地利用型の稲作が行われていることから、担い手への農地利用の集積・集約化は認定農業者への集約を中心に、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、喜多方市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年度を目標年度とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年後に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

遊休農地の解消目標は、管内の農地面積を、耕地及び作付面積統計における耕地面積として、解消目標とする遊休農地面積を農地法第32条第1項第1号及び第2号にいう農地面積として定める。

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
当初（平成29年3月）	8, 200 ha	150.7 ha	1.84%
現状（令和4年度）	8, 110 ha	70.9 ha	0.87%
目標（令和5年度）	8, 110 ha	65.7 ha	0.81%

※遊休農地の解消目標については、令和3年度の利用状況調査による緑区分の遊休農地面積の1/5の面積として設定する。(単年度△5.2ha)

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員及び推進委員は担当地区ごとに、利用状況調査と利用意向調査（農地法第32条第1項の規定による利用の意向についての調査をいう。以下同じ。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

(イ) 利用意向調査は、担当地区の農業委員及び推進委員が協力して聞き取りを原則として行う。

(ウ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(エ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続きを行う。

ウ 非農地判断について

「遊休農地調査」によって、荒廃農地（再生利用困難）に区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積として定める。

	管内の農地面積（A）	集積面積（B）	集積率（B/A）
当初（平成29年3月）	8, 200ha	3, 334ha	40.66%
現状（令和4年度）	8, 110ha	4, 495ha	55.43%
目標（令和5年度）	8, 110ha	4, 755ha	58.63%

※集積率の目標面積については、最適化交付金事業実施要項で算定される単年度集積基準面積（年203ha）とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 地域計画の策定について

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、これまでの「人・農地プランの実質化」を加速化するため地域計画の策定が法定化された。農業委員会として、集落での話合いに積極的に関り農業の将来の在り方などを内容とする集落ビジョンの作成に向け支援を行

うとともに、10年後の目標地図の素案を作成し、地域における農地の効率的かつ総合的な利用が図られるよう積極的に取り組む。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングとともに、農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

ウ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

新規参入の促進目標は、新規参入者を、農地の権利移動を伴う新規参入の経営体数（個人・法人）として定める。

※新規参入者の目標数は実績数等をふまえた増加目標値として設定した。

	新規参入者（個人・法人）（新規参入者取得面積）	
当初（平成29年3月）	1 経営体（14.5ha）	
現状（令和2年度）	個人12経営体（55.6ha）	法人3 経営体（44.0ha）
目標（令和5年度）	個人24経営体（60.0ha）	法人6 経営体（87.0ha）

※ 新規参入の経営体数は、単年度新規参入経営体の目標年度までの累計値

※ 新規参入の農業法人の単年度目標数値は1 経営体・14.5haとする。また、個人経営体は4 経営体・10.0haとする。

※ 新規参入者は、当該年度に農地の権利移動を行った認定新規就農者及び法人とし、法人雇用や親元就農は含まない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

イ 農業法人化への積極的な支援

経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、農業経営の法人化について関係機関と連携して推進する。

ウ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

エ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、地域の新規参入あるいは参入して数年の農業者や法人を一度は必ず訪問して、経営の状況や農地に関する要望等に基づいたサポートを行う。